

高知市立鴨田小学校 いじめ防止基本方針

令和4年5月改定

I いじめ防止に対する学校の基本的な方向

社会問題であるいじめ問題に対し本校が主体的に対峙し、いじめを許さないという毅然とした思いとその姿勢を、いじめ防止基本方針の基本的な方向として示す。

1 いじめについての基本的な考え方

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策基本法第2条）

上記の考え方のもと、「いじめは、どの学校、どの学級でも起こりうるものであり、いじめに全く無関係ですむ児童はいない。」との基本認識に立ち、全校児童が「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」との意識を高め、いじめのない明るく楽しい学校生活を実現することができるよう、「いじめ防止基本方針」を策定する。

2 学校の現状と課題

鴨田小学校は、令和5年度5月現在、全校児童676名、通常学級23学級、特別支援学級8学級の大規模校である。校区は高知市西部に位置し、住宅地域がほとんどである。

本校児童は、明るく元気で、新しいことへの興味関心が高く、与えられた課題に対してはまじめに取り組むことが出来る。しかし、自分に自信が持てず他人の意見に左右されやすい。また、自分の行動を客観的に捉えることが難しく、コミュニケーション能力も乏しいことから、人との関わりが苦手で、好ましい人間関係を築けない児童も見られる。保護者同士の人間関係はどちらかといえば希薄であり、結びつきは弱いといえる。

本校においては、これまで児童理解を基盤とした教育活動を推進し、児童の実態を把握・分析するためにQ-Uやいじめアンケートを毎年実施している。また、いっそう豊かで安定した児童の学校生活を実現するため、学校組織の見直しを図り、教職員がお互いに学校生活上の諸課題の共通理解を図るとともに、その解決に向けた手立てを構築しようと検討してきている。

しかしながら、いじめ問題を学校経営上の課題として位置づけ、その十分な手立てを講じてきたとはいいがたい。いじめの実態や具体的事例を学校全体で検証する組織の確立や時間確保、また、いじめを未然に防止する活動計画や活動内容の策定が求められている。こうした課題を解決するために組織の見直しの中で、いじめの未然防止や早期発見、事案に対処する組織機能を確立いくことが求められている。

3 いじめの防止 早期発見 対処に関する学校の姿勢

① いじめの防止

上記の基本的な考え方に基づき、「いじめはどの学校、どの学級にも起こりうる」との認識のもと、すべての児童を対象とした未然防止の観点が必要である。児童をいじめに向かわせることなく、心が通い合う人間関係の中で、いじめを生じさせない学校風土や学級風土を作り出すため

に、児童理解を基盤として以下の重点的内容を学校全体で推進する。

- ・ ともに聞きあい、考えあい、学びあい、成長を支えあう学級経営と授業改善を行い、落ち着いた学校生活と学力の向上をめざす。
- ・ 児童一人ひとりの規範意識をいっそう高めるため、学習規律等、学校生活におけるルールやきまりの見直しを行い、その徹底をはかる。
- ・ すべての児童が安心して、自己肯定感や自己有用感を高めることができる学校生活をめざす。
- ・ 人権教育や道徳教育、特別活動の中で児童の人権意識をいっそう高め、「いじめは決して許されない」ことへの自覚を育てる。
- ・ 地域・家庭と一体となって取り組みを推進できるよう、いじめ問題に取り組む重要性について普及啓発に努める。

② いじめの早期発見

いじめの早期発見は、問題を深刻化させないことにおいて重要である。また学校や教員だけがいじめを発見する唯一の立場にはない。そこで児童にかかわる全ての大人との連携も大切にしながらか、児童のささいな変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有することを大切にして速やかな対応に繋げたい。

- ・ いじめは、遊びや悪ふざけを装って行われるなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることに特段に留意する。
- ・ ささいな変化やいじめの兆候を見逃さないために、教員と児童とのかかわりをいっそう深め、いじめの兆候が見られる場合は積極的ないじめの認知を行い、迅速な対応に繋げる。
- ・ いじめに関する定期的なアンケートを複数回実施することによって、早期発見に努める。
- ・ 校内における教育相談機能をいっそう高め、保護者等外部からの相談窓口を設置し、保護者や地域に周知する。

③ いじめへの対処

いじめを確認した際には、その解決に向けてさまざまな対応が求められるところであるが、まず何よりも優先することは、いじめを受けた児童やいじめを通告してきた児童の安全を確保することである。その上でいじめを行ったとされる児童に対して事情を確認し、適切な指導を組織的に行えるようにする。

- ・ 学校における組織的な対応を行える体制と機能を整備する。
- ・ 教職員がいじめを把握した場合の対処の仕方について全校で確認する。
- ・ 家庭と教育委員会・警察等関係機関への連絡や相談、連携において事案の解決に向けた取り組みを検討する。
- ・ 事案の解決は、単に謝罪や責任を形式的に問うだけでなく、児童の人格の形成や成長に主眼を置き、問題の再発を防止する指導を重視する。

II いじめ防止のための対策の内容

いじめ防止のための対策は先に示した、いじめの防止 早期発見 対処に関する学校の姿勢のもとに、それぞれを実現していく手立て・内容として定めるとともに、内容を網羅的に行うことなく、

児童の実態を考慮し、重点化・優先化をはかり取り組む。

1 いじめを未然防止するための手立て

① いじめについての共通理解

- ・ あらためていじめの実態や原因、背景や具体的な指導上の留意点について校内研修を企画し、実施する。重点的に実施する内容は以下のものを想定する。
 - 学校いじめ防止基本方針及び上位法の理解
 - いじめの未然防止対策と取り組み
 - いじめの早期発見対策と取り組み
 - いじめの対処と取り組み
 - 組織体制の構築とその機能について
 - 家庭や地域、関係機関との連携のあり方
 - これまでのいじめの事例と対処・対応の問題点
- ・ 「いじめは人間として絶対許されない」という児童の意識を高めるため、集会活動においていじめ問題を提起し、各学級での話し合い活動に繋げる。
- ・ いじめに対する標語など掲示物の活用をはかり、いじめを許さないとの雰囲気为学校全体に醸成する。
- ・ いじめ問題に取り組む児童の活動を、保護者や地域に知らせることにより、いじめ問題に対する保護者や地域の共通理解をはかる。

② いじめに向かわない態度・能力の育成

- ・ 校内研究の充実をはかり、児童相互が違いを認めながら学びあい、円滑にコミュニケーションできる授業のあり方を追求する。
- ・ 人権教育や道徳教育のいっそうの充実や読書活動、体験活動を推進することにより、児童の社会性を育むよう努める。
- ・ 教科指導等における体験活動を重視し、他人の気持ちや思いを共感的に理解できる豊かな情操を培うとともに、お互いを尊重しあう態度を養う。

③ いじめが生まれる背景を踏まえた指導

- ・ 児童一人ひとりを大切にした「分かる授業」を展開するための授業改善に取り組む。
- ・ Q-U やあったかアンケートを実施し、学級に対する児童一人ひとりの思いや感情を理解しながら、安心して過ごせる学級づくりを行う。
- ・ 構成的グループエンカウンターやスタートカリキュラム等を計画的に活用し、児童が互いに認めあい、仲間として成長できる学級集団を形成する。
- ・ 特別な支援を要する児童についての理解をはかり、児童に対する指導・支援に生かす。

④ 自己有用感や自己肯定感の育成

- ・ 児童会活動、清掃活動や委員会活動、さらには学校行事や授業など、あらゆる教育活動において、児童の活躍する場を保障することによって自己有用感を高めるようにする。
- ・ 校内の異学年交流や保幼・小・中連携の機会をとらえ、交流活動の活性化を図るとともに自己有用感や自己肯定感が育まれる活動内容を創造する。

⑤ いじめに対する児童の主体的な学習や活動の展開

- ・ 児童会活動や集会活動の活用によって、いじめ問題について児童が主体的に考え、児童自身がいじめの防止を訴える機会を設ける。
- ・ いじめに対する誤った考えを正していくため、人権参観日等を利用し保護者も含めた学習の場を持つ。

2 いじめの早期発見に向けての手立て

- ① 「学校を楽しくするためのアンケート」を各学期に実施し、いじめの早期発見に努める。
- ② 保護者用のチェックカードを作成し、家庭と連携して児童を見守る取り組みを推進する。
- ③ 児童や保護者、教職員が抵抗なくいじめの相談ができる環境を検討・整備し周知をはかる。
- ④ 教職員は、休み時間や放課後における児童の様子に目を配り、日記やノート点検を活かし、児童の交友関係や悩みを把握し、個別指導や学級指導に生かしていく。

3 いじめの早期解決についての手立て

① いじめの発見や通報時の対応

- ・ いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場で行為を止める。そして直ちに学年主任等に連絡し、当該学年において該当児童の聞き取りなど事実確認にあたるとともに、管理職に連絡する。また、必要に応じて「いじめ対策委員会」を開催し、その後の対応を協議する。
- ・ 児童からいじめの通報を受けた場合、通報してきた児童の学年が聞き取りを行い、管理職に連絡、必要に応じて「いじめ対策委員会」を開催して、その後の対応を協議する。
- ・ 保護者や地域住民からいじめの通報があった場合、通報を受けたものは直ちに管理職に報告、「いじめ対策委員会」において対応を協議する。

② いじめを受けた児童や保護者への支援

- ・ いじめを受けた児童へは、「学校が守っていく」ことをはっきりと伝え、自尊感情を傷つけることのないよう配慮しながら、安心した学校生活が送れるように手立てを講じる。手立ては以下のようなことを想定する。
 - 担任による継続した家庭訪問を行い、学校生活について保護者と情報の共有をはかる。
 - 児童が信頼できる人（友だち 教職員 家族 地域の人など）と連携し、寄り添える環境をつくる。
 - 必要に応じて、心理や福祉専門家、教育経験者、警察官経験者など、外部の協力を得られる体制を整える。
 - いじめを行った児童の別室指導など、児童が安心して学習できる環境を整える。
 - いじめが解決したと思われる場合においても、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な支援を行う。
- ・ いじめを受けた児童の保護者には、家庭訪問によって速やかに事実を伝え、徹底して児童を守る手立てを伝える。

③ いじめを行った児童への指導や保護者への助言

- ・ いじめを行ったとされる児童から聞き取りを行い、いじめを確認した場合は学年を中心に複数の教員が連携し、必要に応じて心理や福祉、外部専門家の協力を得ながら組織的で多面的にいじめをやめさせる方策をとる。その際、個人情報の取り扱い、プライバシーには十分な配慮

を行う。

- ・ いじめを行った児童の指導にあたっては、「いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為である」ことを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるように努める。
 - ・ いじめの状況に応じて、心理的な孤立感や疎外感を与えないような教育的配慮のもと、特別な指導計画による指導のほか、出席停止や警察との連携による措置も含め毅然とした対応を行う。
 - ・ いじめを行った児童の抱える問題など、いじめの背景に目を向け、児童の健全な人格の発達に配慮する。
 - ・ いじめを行った児童の保護者には、事実を迅速に連絡し、事実に対する保護者の理解と納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求める。
- ④ いじめが起きた集団への働きかけ
- ・ いじめを見ていた児童に対して自分の問題として捉えさせ、いじめをとめることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。
 - ・ はやしたてるなど、いじめに同調していた児童に対しては、保護者の理解と協力のもと、いじめに加担する行為であることを理解させる。
 - ・ いじめの事実にもとづく話し合い活動を行うなどによって、いじめは絶対に許されない行為であり、自らの手で根絶させようとする態度を育成する。
 - ・ 全ての児童が集団の一員としてお互いを尊重し、認め合っていくことがいじめをなくしていくことに繋がることを理解したうえで、仲間としての人間関係を構築できる集団づくりを進める。
- ⑤ インターネット上のいじめへの対応
- ・ インターネット上の不適切な書き込みが発覚した場合には、被害の拡大を避ける視点から、直ちに内容を削除する措置を講じる。
 - ・ 名誉毀損やプライバシーの侵害があった場合は、教育委員会と連携しプロバイダに対して速やかに内容の削除を求めるとともに、必要に応じて地方法務局の協力を得られるようにする。
 - ・ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じると判断した場合は、直ちに所轄警察署に通報するとともに、高知市教育委員会、高知市少年歩道センター等と連携し、インターネット上のパトロールを行うようにする。
 - ・ いじめの対象となった児童に対しては②の内容を基本として、関係機関の相談窓口や取り組みを周知し、その活用を促す。
 - ・ インターネット上のいじめ防止の観点から、情報モラル教育を推進するとともに、保護者に対する啓発活動を行う。

Ⅲ いじめ問題に対応する校内組織

基本方針に基づく教育活動や対応については、既存の校内組織では十分に機能しない恐れがある。そこで「いじめ防止対策推進法」第 22 条の規定により、校内に「いじめ対策委員会」を新たに設置し、基本方針等の徹底をはかる。いじめへの対応は、この委員会を中心に全教職員の一致協力体制を確立し、組織的に行う。

1 常設のいじめ対策委員会

① 基本構成員等

- ・ 本委員会を人権教育推進部内に置き、基本方針に示した活動について統括する。
- ・ 校長 教頭 主幹・指導教諭 教務主任 生徒指導主事 各学年主任 研究・生活・人権・特活部長 養護教諭 対象児童担当教諭を構成員とする。
- ・ 校長を委員長、人権教育部長を副委員長と定め、必要に応じて委員長が会を招集する。
- ・ 校長の判断によって、上記以外にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー PTA 会長及び執行部役員に出席を要請することができる。

② いじめ対策委員会の役割

- ・ 本基本方針に基づく教育活動や対応について点検し、活動の PDCA サイクルでの検証を行う。
- ・ いじめの事実確認の実施とその判断を行い、いじめと判断した場合は、基本方針に基づく対応を組織的に推進する。
- ・ 情報の記録・管理責任者は教頭が務める。集められた情報は、個別に記録・保管する。
- ・ 教育委員会の判断により、学校が重大事態の調査を行う際は、本委員会を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家・外部協力者を得て対応する。

2 重大事態への組織対応

① 「重大事態」の定義

- ・ いじめにより、当該児童の生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・ いじめにより、当該児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

② 対応組織の構成員

- ・ 常設の「いじめ対策委員会」の構成員に加えて、高知県教育委員会・高知市教育委員会及び医師、警察関係者、臨床心理士、弁護士等専門的知識・経験を有するもの、並びに地区民生・児童委員、町内会連合会長等地域関係者で構成する。なお、その構成については教育委員会の判断を仰ぎ、公平性、中立性を確保するよう十分考慮する。

③ 役割の内容

○調査

- ・ 重大事態に至った事実について初動段階から可能な限り網羅的に調査し、整理・記録する。
- ・ 調査においては、いじめを受けた児童や、いじめを行った児童はもとより、いじめの様子を見ていた児童や教職員を対象とする質問紙調査や聞き取り調査を重視する。
- ・ 調査内容は高知市教育委員会に積極的に提供するとともに、学校が主体的に再発防止に向けた対策を講じるよう協議する。

○対応

- ・ 調査内容をもとに、いじめを行った児童に対する指導内容について、専門的な知見も踏まえ協議し、指導計画を策定するとともに学校が計画にもとづく適切な指導を行っているか、定期的に点検する。

- ・ いじめを受けた児童への支援として保護者の希望も踏まえ、高知市教育委員会との協議のうえ、停止措置の活用、校区外就学などの弾力的な対応を行う。
- ・ いじめを受けた児童に対しては、児童の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援を行うとともに、プライバシーへの配慮に留意する。